

平成28年鞍手町議会第4回臨時会会議録（第1号）						
平成28年 10月31日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成28年 10月31日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成28年 10月31日 午後1時42分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	6	田中二三輝		8	鯨坂省治	

職 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成28年第4回鞍手町議会臨時会議事日程

10月31日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第79号 専決処分の承認（鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第80号 社会資本総合整備事業 町道本町・新延線 第二新延橋修繕工事請負契約の締結

平成28年10月31日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成28年第4回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番議員 田中二三輝君及び8番議員 鯨坂省治君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第79号及び日程第4 議案第80号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第79号及び日程第4 議案第80号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第79号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました、「鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の承認であります。本条例改正は、平成28年3月の鞍手町議会定例会におきまして、鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例が一部改正され、「乳幼児等」の用語が「子ども」に改められ、本年10月1日に施行されたことに伴い、所要の規定の整理を行う必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

次に、日程第4 議案第80号は、社会資本総合整備事業 町道本町・新延線 第二新延橋修繕工事請負契約の締結であります。同事業で行う 町道本町・新延線 第二新延橋修繕工事は、10月12日に、3社で指名競争入札の結果、契約金額 4,752万円、工期 平成28年11月3日から平成29年3月30日までの148日間として、株式会社SNCと契約を締結するものであります。

なお、第二新延橋は昭和38年に架設され、50年を越える供用により、主桁や支承部の劣化が進んでおり、修繕が必要となっておりますが、設計額が高額となるため、社会資本整備交付金及び過疎債を活用して本年度実施する計画としていたものであります。

以上が、日程第3 議案第79号 及び 日程第4 議案第 80号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第79号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第79号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第79号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第80号について、質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の議案の中身については、何ら異議を唱えるものではありませんけれども、予算については当初予算等に載っていたのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

予算につきましては、土木費の道路橋梁費、道路橋梁費の橋梁維持費、工事請負費で上げていたものでございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

すみません。ちょっと見逃していたと思いますが、予算的にはいくら付けていたのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

当初予算では、6千万円を計上しております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先ほどの町長の説明で、この橋は昭和38年に架けられて50年を越えるということですが、今度補修をすることで何年ぐらい実際、橋は持つものなのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

橋梁の基本耐用年数は、60年と定められていますけれども、その場の環境とかいろいろな条件があって、かなり幅があると思われます。

今回の橋梁の場合は50年を少し越えておりますが、修繕等の必要な優先度の高い物として点検結果が出ておりますので、どれぐらい持つかというのは中々分かりませんが、かなり使用頻度の高い所なので早めにやっているという状況もあって、それで少しでも長持ちさせたいのが気持ちでございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これを見ますと橋梁の補修工は、鋼板で補修をするというふうになってはいますが、むしろ本来ならば架け替えた方が良かったのではないかと思います、そのような判断はなかったのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

今回の補修工事につきましては、国交省から指導を受けまして橋梁の長寿命化対策という事で平成26年に鞍手町は計画を作っております。それに基づいて行なうわけですが、この長寿命化計画につきましては、日本中の橋梁を見ても大体同じような状況が見られるようなのですが、昭和40年から50年ごろに建設されたものが多くて、これが一度にいわゆる団塊の世代のように耐用年数を迎える可能性が高いという事で、早めに修繕等を施して少しでも寿命を長く、また耐用年数の時期をばらけさせるといった事で行われているものです。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

寿命を長く伸ばしても、先ほど言いましたように耐用年数が60年という事で10年かそこらぐらいしか伸びないわけで、その際には架け替えという事もおそらく考えざるを得ないようになるのではないかと思います。そういった意味で今回過疎債を使うという事でもありますし、財政上の問題を考えれば、より有利な財源のあるうちにした方が良いのかなという判断がありました。それで質問したわけですが。

別の質問として、たとえば9月の定例会でこれを提案されれば臨時会は必要なかったと思うのですが、この10月の末に臨時会を開いての提案というのは何か事情があったのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

一応、年度の後期の方で実施することで、交付金等の決定状況も見てやりたいと思っておりますので、この時期になっております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

交付金が決定されたのは何時だったのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

ちょっと今、資料を持っておりません。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第80号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第80号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時10分

再開 13時38分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第3 議案第79号及び日程第4 議案第80号の2件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第79号 専決処分の承認（鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第80号 社会資本総合整備事業町道本町・新延線 第二新延橋修繕工事請負契約の締結。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定した

ので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第79号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第80号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第79号 専決処分の承認（鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第80号 社会資本総合整備事業町道本町・新延線 第二新延橋修繕工事請負契約の締結。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成28年第4回臨時会を閉会します。

閉会 13時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 田 中 二三輝

議員 鯨 坂 省 治